

金沢都市計画特別用途地区の変更（金沢市決定）

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

上段朱書きは変更前

種 類	面 積	備 考
大規模集客施設制限地区	(約 1, 3 6 3 h a) 約 1, 3 6 3 h a	建築制限の概要 ・大規模集客施設 (床面積が1万平方メートルを超えるもの)

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

金沢市においては、中心市街地活性化基本計画の認定（平成19年5月28日）による中心市街地の活性化を図るとともに、郊外地の大規模集客施設を抑制するために、既に第1, 3種特別工業地区として指定されている範囲を除く、全ての準工業地域において「特別用途地区（大規模集客施設制限地区）」が指定されている。

今回、米泉町10丁目地区の用途地域の変更により、準工業地域を指定する地区について、大規模集客施設を抑制するため、特別用途地区（大規模集客施設制限地区）の指定をする。



